

## 【放送法関係】

### 1 地上基幹放送の再放送の同意に関する紛争

#### 1-1 (放) 平成23年7月15日申請（平成23年（争）第5号）（地上基幹放送の再放送に関する同意）

##### (1) 経過

平成23年	
7月15日	松阪市ケーブルシステム（以下「松阪市」という。）から、あっせんの申請（平成23年（争）第5号）。(⇒(2))
21日	委員会から、テレビ愛知株式会社（以下「テレビ愛知」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
8月11日	あっせん委員（坂庭委員長、各務委員及び寺澤特別委員）の指名。
9月9日	テレビ愛知から、答弁書の提出。(⇒(3))
28日	松阪市から、テレビ愛知からの答弁書（9月9日付け）に対する意見書の提出。
10月6日	両当事者から意見の聴取。
11月11日	松阪市から、意見書の提出。
17日	テレビ愛知から、松阪市からの意見書（9月28日付け）に対する意見書の提出。
12月14日	松阪市から、テレビ愛知からの意見書（11月17日付け）に対する意見書の提出。
平成24年	
2月10日	両当事者から意見の聴取。 あっせん委員から、あっせん案の提示。(⇒(4))
22日	松阪市があっせん案を受諾。
23日	テレビ愛知があっせん案を受諾。 あっせん終了。

##### (2) 申請の概要

松阪市は、これまで、テレビ愛知の地上アナログ放送の再放送を実施しており、平成23年7月24日の地上アナログ放送終了を前に、地上デジタル放送の再放送（期限を定めないもの）の実施を希望して、テレビ愛知との間で協議を重ねてきたが、協議が調わなかった。

平成23年5月からは、テレビ愛知からの提案もあり、激変緩和措置としての再放送（期限を定めたもの）の実施について協議を行ってきたが、テレビ愛知が、地元放送事業者の了解が得られないことを理由に、再放送の実施に同意してくれないため、協議が調わなかった。

そのため、松阪市飯南町及び飯高町におけるテレビ愛知のデジタル放送の再放送について、激変緩和措置としての再放送の実施を、平成27年3月末まで同意してもらうことについて、あっせんに申請。

##### (3) 答弁書の概要

地元放送事業者の了承が得られていない状態で再放送に同意することは、地元放送事業者との協調性を損なうおそれがあることから、再放送の同意は困難である。

(4) あっせん案の概要

ア テレビ愛知は、松阪市が、三重県松阪市飯南町及び飯高町において、テレビ愛知のデジタル放送の再放送を、激変緩和措置として、平成26年9月末日（以下「激変緩和措置期限」という。）まで実施することについて、地元放送事業者の了承を条件とすることなく同意する。

イ 松阪市は、激変緩和措置期限には、上記アにより行われる再放送を終了する。

ウ 松阪市は、激変緩和措置期限後も継続して再放送の実施を要望する場合は、テレビ愛知に改めて協議の申入れを行う。その場合において、両者は、激変緩和措置期限までの間、誠実に協議する。

1-2(放) 平成23年7月15日申請(平成23年(争)第6号)(地上基幹放送の再放送に関する同意)

(1) 経過

平成23年	
7月15日	A社から、あっせんの申請(平成23年(争)第6号)。(⇒(2))
21日	委員会から、B社に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
8月11日	あっせん委員(坂庭委員長、各務委員及び寺澤特別委員)の指名。
9月9日	B社から、答弁書の提出。(⇒(3))
28日	A社から、B社からの答弁書(9月9日付け)に対する意見書の提出。
10月6日	両当事者から意見の聴取。
11月11日	A社から、意見書の提出。
17日	B社から、A社からの意見書(9月28日付け)に対する意見書の提出。
12月14日	A社から、B社からの意見書(11月17日付け)に対する意見書の提出。
平成24年	
2月10日	両当事者から意見の聴取。 あっせん委員から、あっせん案の提示。(⇒(4))
17日	A社があっせん案を受諾。
23日	B社があっせん案を受諾。 あっせん終了。

(2) 申請の概要

A社は、これまで、B社の地上アナログ放送の再放送を実施しており、平成23年7月24日の地上アナログ放送終了を前に、地上デジタル放送の再放送(期限を定めないもの)の実施を希望して、B社との間で協議を重ねてきたが、協議が調わなかった。

平成23年5月からは、B社からの提案もあり、激変緩和措置としての再放送(期限を定めたもの)の実施についても協議を行ってきたが、B社が、地元放送事業者の了解が得られないことを理由に、再放送の実施に同意してくれないため、協議が調わなかった。

そのため、B社のデジタル放送の再放送について、①A社の業務地域の一部(以下「甲地域」という。)における激変緩和措置としての再放送の実施を、平成27年3月末まで同意してもらうこと及び②A社の業務地域の一部(以下「乙地域」という。)における再放送(期限を定めないもの)の実施に同意してもらうことについて、あっせんを申請。

(3) 答弁書の概要

地元放送事業者の了承が得られていない状態で再放送に同意することは、地元放送事業者との協調性を損なうおそれがあることから、再放送の同意は困難である。

(4) あっせん案の概要

- ア B社は、A社が、甲地域において、B社のデジタル放送の再放送を、激変緩和措置として、平成26年9月末日（以下「激変緩和措置期限」という。）まで実施することについて、地元放送事業者の了承を条件とすることなく同意する。
- イ B社は、A社が、乙地域において、B社のデジタル放送の再放送を実施することについて、地元放送事業者の了承を条件とすることなく同意する。
- ウ A社は、激変緩和措置期限には、上記アにより行われる再放送を終了する。
- エ A社は、上記アの地域について、激変緩和措置期限後も継続して再放送の実施を要望する場合は、B社に改めて協議の申入れを行う。その場合において、両者は、激変緩和措置期限までの間、誠実に協議する。

1-3(放) 平成23年7月15日申請(平成23年(争)第7号)(地上基幹放送の再放送に関する同意)

(1) 経過

平成23年	
7月15日	A社から、あっせんの申請(平成23年(争)第7号)。(⇒(2))
21日	委員会から、B社に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
8月11日	あっせん委員(坂庭委員長、各務委員及び寺澤特別委員)の指名。
9月9日	B社から、答弁書の提出。(⇒(3))
28日	A社から、B社からの答弁書(9月9日付け)に対する意見書の提出。
10月6日	両当事者から意見の聴取。
11月11日	A社から、意見書の提出。
17日	B社から、A社からの意見書(9月28日付け)に対する意見書の提出。
12月8日	A社から、B社からの意見書(11月17日付け)に対する意見書の提出。
平成24年	
2月10日	両当事者から意見の聴取。 あっせん委員から、あっせん案の提示。(⇒(4))
16日	A社があっせん案を受諾。
23日	B社があっせん案を受諾。 あっせん終了。

(2) 申請の概要

A社は、これまで、B社の地上アナログ放送の再放送を実施しており、平成23年7月24日の地上アナログ放送終了を前に、地上デジタル放送の再放送(期限を定めないもの)の実施を希望して、B社との間で協議を重ねてきたが、協議が調わなかった。

平成23年5月からは、B社からの提案もあり、激変緩和措置としての再放送(期限を定めたもの)の実施について協議を行ってきたが、B社が、地元放送事業者の了解が得られないことを理由に、再放送の実施に同意してくれないため、協議が調わなかった。

そのため、B社のデジタル放送の再放送について、A社の業務地域の一部(以下「甲地域」という。)における激変緩和措置としての再放送の実施を、平成27年3月末まで同意してもらうことについて、あっせんに申請。

(3) 答弁書の概要

地元放送事業者の了承が得られていない状態で再放送に同意することは、地元放送事業者との協調性を損なうおそれがあることから、再放送の同意は困難である。

(4) あっせん案の概要

ア B社は、A社が、甲地域において、B社のデジタル放送の再放送を、激変緩和措置として、平成26年9月末日(以下「激変緩和措置期限」という。)まで実施することについて、地元放送事業者の了承を条件とすることなく同意する。

イ A社は、激変緩和措置期限には、上記アにより行われる再放送を終了する。

ウ A社は、激変緩和措置期限後も継続して再放送の実施を要望する場合は、B社に改めて協議の申入れを行う。その場合において、両者は、激変緩和措置期限までの間、誠実に協議する。

1-4(放) 平成24年9月3日申請(平成24年(争)第1号)(地上基幹放送の再放送に関する同意)

(1) 経過

平成24年	
9月3日	A組合から、あっせんの申請(平成24年(争)第1号)。(⇒(2))
10月16日	委員会から、B放送局に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
10月31日	あっせん委員(渕上委員長代理、加藤特別委員、小塚特別委員及び若林(亜)特別委員)の指名。
12月4日	B放送局から、答弁書の提出。(⇒(3))
12月26日	両当事者から意見の聴取。
平成25年	
1月21日	B放送局から、あっせん委員からの質問(1月11日付け)に対する回答の提出。
2月20日	A組合から、B放送局からの答弁書(12月4日付け)に対する回答(一部)及びあっせん委員からの質問(1月11日付け)に対する回答の提出。
5月9日	A組合から、B放送局からの答弁書(12月4日付け)に対する回答(一部)の提出。
10月28日	B放送局から、委員会に対し、合意が成立した旨の報告。(⇒(4))
31日	A組合から、委員会に対し、合意が成立した旨の報告。(⇒(4)) あっせん終了。

(2) 申請の概要

A組合は、B放送局の地上アナログ放送の同時再放送を実施しており、平成23年7月24日のアナログ放送終了後も、地上デジタル放送の同時再放送の実施を希望してB放送局との間で協議したが、協議が調わなかった。

そのため、A組合の業務区域におけるB放送局のデジタル放送の同時再放送について、恒久的な同意を求めて、あっせんに申請。

(3) 答弁書の概要

B放送局は、A組合の希望に対し、以下の点を理由に、同時再放送の同意はできないと回答した。ただし、A組合との間で実質1回だけしか協議しておらず、B放送局としては、あっせん手続と並行して当事者間での協議を継続したいと考えている。

- ・ A組合の業務区域である甲地域にはB放送局の系列局はないものの、B放送局の主な番組は甲地域内の民放局が購入して放送されており、甲地域内で視聴可能である。したがって、甲地域のケーブルテレビ・共同受信施設において、B放送局の番組を同時再放送する必要性は認められない。

(4) 合意の内容

A組合とB放送局は、あっせん手続と並行して誠実に協議を重ね、当事者間で解決することに合意した。

1-5(放) 平成24年9月4日申請(平成24年(争)第2号)(地上基幹放送の再放送に関する同意)

(1) 経過

平成24年	
9月4日	A組合から、あっせんの申請(平成24年(争)第2号)。(⇒(2))
10月16日	委員会から、B放送局に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
31日	あっせん委員(渊上委員長代理、加藤特別委員、小塚特別委員及び若林(亜)特別委員)の指名。
12月4日	B放送局から、答弁書の提出。(⇒(3))
26日	両当事者から意見の聴取。
平成25年	
1月21日	B放送局から、あっせん委員からの質問(1月11日付け)に対する回答の提出。
2月20日	A組合から、B放送局からの答弁書(12月4日付け)に対する回答(一部)及びあっせん委員からの質問(1月11日付け)に対する回答の提出。
5月9日	A組合から、B放送局からの答弁書(12月4日付け)に対する回答(一部)の提出。
10月28日	B放送局から、委員会に対し、合意が成立した旨の報告。(⇒(4))
31日	A組合から、委員会に対し、合意が成立した旨の報告。(⇒(4)) あっせん終了。

(2) 申請の概要

A組合は、B放送局の地上アナログ放送の同時再放送を実施しており、平成23年7月24日のアナログ放送終了後も、地上デジタル放送の同時再放送の実施を希望してB放送局との間で協議したが、協議が調わなかった。

そのため、A組合の業務区域におけるB放送局のデジタル放送の同時再放送について、恒久的な同意を求めて、あっせんに申請。

(3) 答弁書の概要

B放送局は、A組合の希望に対し、以下の点を理由に、同時再放送の同意はできないと回答した。ただし、A組合との間で実質1回だけしか協議しておらず、B放送局としては、あっせん手続と並行して当事者間での協議を継続したいと考えている。

- ・ A組合の業務区域である甲地域にはB放送局の系列局はないものの、B放送局の主な番組は甲地域内の民放局が購入して放送されており、甲地域内で視聴可能である。したがって、甲地域のケーブルテレビ・共同受信施設において、B放送局の番組を同時再放送する必要性は認められない。

(4) 合意の内容

A組合とB放送局は、あっせん手続と並行して誠実に協議を重ね、当事者間で解決することに合意した。



1-6(放) 平成26年7月23日申請(平成26年(争)第1号)(地上基幹放送の再放送の同意)

(1) 経過

平成26年	
7月23日	大分ケーブルテレコム株式会社(以下「OCT」という。)から、あっせんの申請(平成26年(争)第1号)。(⇒(2))
28日	委員会から、九州朝日放送株式会社(以下「KBC」という。)に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
8月7日	あっせん委員(平沢委員、小塚特別委員、若林(和)特別委員)の指名。
22日	KBCから答弁書の提出。(⇒(3))
9月8日	両当事者から意見の聴取。
16日	あっせん委員から、OCTに対し、質問を送付。
22日	OCTから、あっせん委員からの質問(9月16日付け)に対する回答。
24日	あっせん委員から、KBCに対し、質問を送付。
30日	KBCから、あっせん委員からの質問(9月24日付け)に対する回答。
10月15日	両当事者から意見の聴取。 あっせん委員から、あっせん案の提示。(⇒(4))
17日	KBCがあっせん案を受諾。
21日	OCTがあっせん案を受諾。

(2) 申請における主な主張

OCTは、平成20年にKBCと協議確認事項に同意し、平成26年7月24日を有効期間として、KBCのデジタルテレビ放送の区域外再放送を行ってきた。

OCTは、協議確認事項の同意経緯、裁定後の状況の変化及び視聴者保護等に鑑み、再放送の同意を求めざるを得ない状況にあるため、平成26年7月25日以降の再放送を希望する。なお、過去の視聴実績及び視聴者保護の立場を十分に考慮戴いた再放送に係る新たな提案がなされる場合には、一定期間後の終了も視野に入れた協議に真摯に応じたい。

(3) 答弁書における主な主張

協議確認事項を交わした後の状況の変化は、同意の申し込みを受容すべきほどのものではないと考える。ただし、視聴者保護の観点から一定期間の再放送には応じる用意がある(平成26年7月25日から起算して6ヶ月後に再放送の終了を希望。周知作業として1ヶ月程度の延長は認める。)

(4) あっせん案

- 1 KBCは、視聴者保護に配慮した十分な周知等の期間を確保する観点から、OCTが大分県内の業務区域においてKBCの地上デジタル放送の区域外再放送を平成26年7月25日から平成28年3月31日まで実施することについて同意する。

- 2 OCTは、平成28年3月31日の期限には、上記1により行われる再放送を終了し、以降の同意を求めない。
- 3 OCTは、自社のホームページ等を用いて、本件あっせん成立後6ヶ月以内に、視聴者に対してKBCの再放送を終了する旨の周知を開始するとともに、本件あっせん成立9ヶ月後に、視聴者への周知等の進捗状況を電気通信紛争処理委員会に報告する。
- 4 KBCは、OCTから視聴者に対する周知等への協力を求められた場合及び視聴者から再放送の終了に関する問い合わせを直接受けた場合は、それぞれ誠実に対応する。
- 5 上記3による再放送の終了に向けた周知等が誠実に履行されていないことが明らかであると認められる場合には、KBCは、上記1による再放送の同意を取消することができる。  
ただし、再放送の同意を取消す場合、KBCは、事前に電気通信紛争処理委員会に報告するものとする。

1-7(放) 平成26年7月23日申請(平成26年(争)第2号)(地上基幹放送の再放送の同意)

(1) 経過

平成26年	
7月23日	大分ケーブルネットワーク株式会社(以下「OCN」という。)から、あっせんの申請(平成26年(争)第2号)。(⇒(2))
28日	委員会から、九州朝日放送株式会社(以下「KBC」という。)に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
8月7日	あっせん委員(平沢委員、小塚特別委員、若林(和)特別委員)の指名。
22日	KBCから答弁書の提出。(⇒(3))
9月8日	両当事者から意見の聴取。
16日	あっせん委員から、OCNに対し、質問を送付。
22日	OCNから、あっせん委員からの質問(9月16日付け)に対する回答。
24日	あっせん委員から、KBCに対し、質問を送付。
30日	KBCから、あっせん委員からの質問(9月24日付け)に対する回答。
10月15日	両当事者から意見の聴取。 あっせん委員から、あっせん案の提示。(⇒(4))
17日	KBCがあっせん案を受諾。
21日	OCNがあっせん案を受諾。

(2) 申請における主な主張

OCNは、平成20年にKBCと協議確認事項に同意し、平成26年7月24日を有効期間として、KBCのデジタルテレビ放送の区域外再放送を行ってきた。

OCNは、協議確認事項の同意経緯、裁定後の状況の変化及び視聴者保護等に鑑み、再放送の同意を求めざるを得ない状況にあるため、平成26年7月25日以降の再放送を希望する。なお、過去の視聴実績及び視聴者保護の立場を十分に考慮戴いた再放送に係る新たな提案がなされる場合には、一定期間後の終了も視野に入れた協議に真摯に応じたい。

(3) 答弁書における主な主張

協議確認事項を交わした後の状況の変化は、同意の申し込みを受容すべきほどのものではないと考える。ただし、視聴者保護の観点から一定期間の再放送には応じる用意がある(平成26年7月25日から起算して6ヶ月後に再放送の終了を希望。周知作業として1ヶ月程度の延長は認める。)

(4) あっせん案

- 1 KBCは、視聴者保護に配慮した十分な周知等の期間を確保する観点から、OCNが大分県内の業務区域においてKBCの地上デジタル放送の区域外再放送を平成26年7月25日から平成28年3月31日まで実施することについて同意する。

- 2 OCNは、平成28年3月31日の期限には、上記1により行われる再放送を終了し、以降の同意を求めない。
- 3 OCNは、自社のホームページ等を用いて、本件あっせん成立後6ヶ月以内に、視聴者に対してKBCの再放送を終了する旨の周知を開始するとともに、本件あっせん成立9ヶ月後に、視聴者への周知等の進捗状況を電気通信紛争処理委員会に報告する。
- 4 KBCは、OCNから視聴者に対する周知等への協力を求められた場合及び視聴者から再放送の終了に関する問い合わせを直接受けた場合は、それぞれ誠実に対応する。
- 5 上記3による再放送の終了に向けた周知等が誠実に履行されていないことが明らかであると認められる場合には、KBCは、上記1による再放送の同意を取消することができる。  
ただし、再放送の同意を取消す場合、KBCは、事前に電気通信紛争処理委員会に報告するものとする。

1-8(放) 平成26年7月23日申請(平成26年(争)第3号)(地上基幹放送の再放送の同意)

(1) 経過

平成26年	
7月23日	株式会社ケーブルテレビ佐伯(以下「CTS」という。)から、あっせんの申請(平成26年(争)第3号)。(⇒(2))
28日	委員会から、九州朝日放送株式会社(以下「KBC」という。)に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
8月7日	あっせん委員(平沢委員、小塚特別委員、若林(和)特別委員)の指名。
22日	KBCから答弁書の提出。(⇒(3))
9月8日	両当事者から意見の聴取。
16日	あっせん委員から、CTSに対し、質問を送付。
22日	CTSから、あっせん委員からの質問(9月16日付け)に対する回答。
24日	あっせん委員から、KBCに対し、質問を送付。
30日	KBCから、あっせん委員からの質問(9月24日付け)に対する回答。
10月15日	両当事者から意見の聴取。 あっせん委員から、あっせん案の提示。(⇒(4))
17日	KBCがあっせん案を受諾。
21日	CTSがあっせん案を受諾。

(2) 申請における主な主張

CTSは、平成20年にKBCと協議確認事項に同意し、平成26年7月24日を有効期間として、KBCのデジタルテレビ放送の区域外再放送を行ってきた。

CTSは、協議確認事項の同意経緯、裁定後の状況の変化及び視聴者保護等に鑑み、再放送の同意を求めざるを得ない状況にあるため、平成26年7月25日以降の再放送を希望する。なお、過去の視聴実績及び視聴者保護の立場を十分に考慮戴いた再放送に係る新たな提案がなされる場合には、一定期間後の終了も視野に入れた協議に真摯に応じたい。

(3) 答弁書における主な主張

協議確認事項を交わした後の状況の変化は、同意の申し込みを受容すべきほどのものではないと考える。ただし、視聴者保護の観点から一定期間の再放送には応じる用意がある(平成26年7月25日から起算して6ヶ月後に再放送の終了を希望。周知作業として1ヶ月程度の延長は認める。)

(4) あっせん案

- 1 KBCは、視聴者保護に配慮した十分な周知等の期間を確保する観点から、CTSが大分県内の業務区域においてKBCの地上デジタル放送の区域外再放送を平成26年7月25日から平成28年3月31日まで実施することについて同意する。

- 2 CTSは、平成28年3月31日の期限には、上記1により行われる再放送を終了し、以降の同意を求めない。
- 3 CTSは、自社のホームページ等を用いて、本件あっせん成立後6ヶ月以内に、視聴者に対してKBCの再放送を終了する旨の周知を開始するとともに、本件あっせん成立9ヶ月後に、視聴者への周知等の進捗状況を電気通信紛争処理委員会に報告する。
- 4 KBCは、CTSから視聴者に対する周知等への協力を求められた場合及び視聴者から再放送の終了に関する問い合わせを直接受けた場合は、それぞれ誠実に対応する。
- 5 上記3による再放送の終了に向けた周知等が誠実に履行されていないことが明らかであると認められる場合には、KBCは、上記1による再放送の同意を取消することができる。  
ただし、再放送の同意を取消す場合、KBCは、事前に電気通信紛争処理委員会に報告するものとする。